



うえの事務所通信 VOL.41 R7.6.19

愛知県から館林市へ来て4年目になります。館林へ越して来て驚いたことは、落雷の多さと夏の暑さです。北関東の夏はとても暑く、今後も慣れることは無さそうです。今年の夏も那須などの避暑地に行こうと計画中です。



by 事務員 H・A

残業代請求事件にご注意ください
：賃金規定と雇用契約書の重要性

今週、弊所の顧問先様が抱えられていた残業代請求事件の1件が、裁判上の和解で無事に終了いたしました。

この案件では、顧問先様が「所定外割増賃金」という費目で手当を支払われていたにもかかわらず、退職された社員の方が「この手当は残業代ではない」と主張し、裁判を起こしてきたものです。

皆様の中には、「所定外割増賃金」という名目であれば、当然残業代として認められると思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、裁判の実務では、名目上「割増賃金」として支払われていても、実質が割増賃金ではないと裁判所に認定されてしまい、多額の残業代の支払いを命じられる事案が少なくなく、注意が必要です。

弊所が担当した本件は、会社側に有利な判断を示している裁判例を多数提示するなど、弁護士としての働きかけにより、ある程度こちらに有利な判断を引き出すことができましたが、それでもなお、相当額を支払うという和解に至りました。

この事案を通して痛感したことは、もし賃金規定や雇用契約書において「所定外割増賃金」が残業代として明確に定義され、明記されていれば、裁判で「完全勝利」を収めることができたということです。

残業代請求に関する裁判においては、賃金規定と雇

用契約書の整備が極めて重要です。これらが未整備の会社様は、将来的な紛争リスクを低減するためにも、ぜひ顧問の社会保険労務士先生、または弊所にご相談ください。



by 弁護士 上野俊夫

・・・ひとりごと・・・
by 事務員 N・K



先日新潟へ行ってきました。

目的はあるグループのコンサートで頑張れば日帰りで行くことも可能でしたが、久しぶりの新潟旅行なので、1泊することにしました。

1日目にお寿司や浜焼きができるお店など美味しいごはんとお酒を楽しみ、2日目にコンサートを楽しんだ後、新潟駅でもう1つの楽しみであった駅弁を購入しました。

テレビや雑誌等でも紹介されている「えび千両ちらし」という駅弁です。ふたを開けた瞬間は卵焼きが前面に敷き詰められていてインパクトがあります。

卵焼きの下にはうなぎ、こはだ、イカ、えびが隠れていて、おもしろいお弁当だなと思いました。

ご飯はほんのりと甘い新潟米のすし飯でその上にとろろ昆布が敷き詰められ、その上にうなぎ等が乗っていました。私は押し寿司などのすし飯が大好きなのでとても美味しくすぐに完食してしまいました。

また新潟に行く機会があったら「えび千両ちらし」を食べたいと思います！



裏面にセミナーのお知らせがございます➡

セミナーのご案内

佐野商工会議所・栃木商工会議所・小山商工会議所 後援

経営者様向け
社労士先生も参加可能

参加費用
無料!

使用者側弁護士が教える労務対策セミナー

**類型別・問題社員
に対するアプローチ法**

上野労務経営法律事務所
弁護士 上野 俊夫

日時 ~~2025年6月19日(木)~~ **満員御礼**

追加開催決定! 2025年6月26日(木) 14:00~16:00

会場 佐野商工会議所 中会議室 栃木県佐野市大和町2687-1

定員 先着28名 (お申込は1社につき2名様までとさせていただきます)

このたび、6月19日(木)に佐野商工会議所様にて、問題社員対応のセミナーを開催することとなっておりますが、多くの方からお申し込みを頂き定員に達しました。たくさんのお申し込みありがとうございます。

定員に達してからも多数のお申し込みを頂きましたので6月26日(木)に追加開催が決定いたしました! 社労士の先生をはじめ、土業の皆様にも参考となる内容となっておりますので、ぜひご参加ください。

◆セミナータイトル

「類型別・問題社員に対するアプローチ法」

※本セミナーは、3月17日および19日に太田商工会議所様にて開催した内容と同様です。

◆セミナーのポイント

- ・問題社員を解雇した後、悲慘な目に遭ったある企業の“ここだけの話”
- ・問題社員を4つのタイプに類型化し、それぞれのタイプ別にアプローチ方法を解説
- ・合意による退職を目指すための「退職勧奨」の具体的な進め方を伝授
- ・問題社員を採用段階で見抜く、プロの視点を特別にご紹介

◆受講料
無料

◆参加資格

経営者の方、社労士先生

※お申し込みは 1社につき2名様まで とさせていただきます。

◆お申込み方法
【WEB での申込】



←こちらの QR コードよりお申し込みフォームにアクセスのうえ、必要事項をご記入いただき、お申し込みください。

【FAX での申込】

セミナーチラシへ必要事項を記入して送信してください。



上野労務経営法律事務所
UENO LABOR-MANAGEMENT LAW OFFICE

発行編集責任者 弁護士上野俊夫

〒374-0024 群馬県館林市本町 2-2-14 アドホック館林 2F

TEL 0276-56-4736 FAX 0276-56-4735

EMAIL info@uenolawoffice.com URL https://uenolawoffice.com

本通信は弁護士職務基本規程における広告に該当します

